

平成20年度福島県消防設備士講習実施要項

社団法人福島県消防設備協会

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、消防設備士が受けなければならない消防用設備等の工事又は整備に関する講習を、福島県知事の委託に基づき、次により実施いたします。

1 講習該当者

- (1) 甲種消防設備士免状及び乙種消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者。
- (2) 消防設備士講習を受講した日から5年以内の者。

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士免状の種類と指定区分

- (1) 「消火設備」
甲種及び乙種の第1類、第2類、第3類の消防設備士免状の交付を受けている者
- (2) 「警報設備」
甲種及び乙種の第4類、第7類の消防設備士免状の交付を受けている者
- (3) 「避難設備・消火器」
甲種及び乙種の第5類、第6類の消防設備士免状の交付を受けている者

3 消防設備士講習の期日、場所

講習区分	期日	会場
消火設備	平成20年10月7日(火)	会津若松市インター西 「会津アピオスペース」
	平成20年10月22日(水)	いわき市平 「いわき新舞子ハイツ」
	平成20年11月17日(月)	福島市黒岩 「福島県青少年会館」
	平成20年12月3日(水)	郡山市熱海町 「郡山ユラックス熱海」
警報設備	平成20年10月8日(水)	会津若松市インター西 「会津アピオスペース」
	平成20年10月23日(木)	いわき市平 「いわき新舞子ハイツ」
	平成20年11月18日(火)	福島市黒岩 「福島県青少年会館」
	平成20年12月4日(木)	郡山市熱海町 「郡山ユラックス熱海」
避難設備 ・消火器	平成20年10月9日(木)	会津若松市インター西 「会津アピオスペース」
	平成20年10月24日(金)	いわき市平 「いわき新舞子ハイツ」
	平成20年11月19日(水)	福島市黒岩 「福島県青少年会館」
	平成20年12月5日(金)	郡山市熱海町 「郡山ユラックス熱海」

4 講習時間

午前9時15分から午後5時00分まで

5 講習科目

- (1) 消防用設備等関係法令に関する事項
 - ア 消防用設備等に関する規制の概要
 - イ 過去5年間に於ける消防用設備等の技術上の基準の改正要点
 - ウ 消防設備士の責務

(2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項

- ア 消防用設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点
- イ 消防用設備等の点検要領
- ウ 消防用設備等の奏功並びに事故例及びその問題点
- エ 消防用設備等の維持管理に関する要点

(3) 防火に関する他法令等に関する事項

- ア 過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点
- イ 特異な火災事故例及びその問題点
- ウ その他防災に関する事項

(4) 効果測定考査

講習修了後効果測定考査を行います。

6 受講手続

(1) 消防設備士講習受講申請書を提出すること。

この用紙は、福島県民安全領域消防保安グループ、各消防本部・消防署、(社)福島県消防設備協会に交付します。

(2) 提出先及び問合せ先

(社)福島県消防設備協会 郵便番号 960-8043
福島市中町5番21号 福島県消防会館2F
TEL 024-522-1944 FAX 024-522-1945

(3) 受付期間

講習の場所ごとに次の期間とし、郵送による場合は、同期間内の消印があれば有効とします。

講習の場所	受付期間
会津若松市	平成20年9月1日(月)から平成20年9月22日(月)まで
いわき市	平成20年9月8日(月)から平成20年9月30日(火)まで
福島市	平成20年10月14日(火)から平成20年11月4日(火)まで
郡山市	平成20年10月29日(水)から平成20年11月19日(水)まで

(4) その他

- ア 講習会場は受講票に記載して通知します。
- イ 2以上の講習を受講する者は、講習ごとに、それぞれ申請書を提出すること。

7 受講手数料

受講手数料は7,000円。

福島県収入証紙を受講申請書の所定欄に貼って納めること。ただし、消印はしないこと。

また、いったん納入された手数料は、いかなる理由があっても返還いたしません。

8 消防設備士免状への記載

講習の全課程を受講した者には、当該講習の区分に係る消防設備士免状に講習を終了したことの福島県知事の認証印を押印しますので、消防設備士免状を持参してください。

ただし、遅参、中途欠席及び退場などにより、規定の受講時間に満たない者は、講習終了の証明をしないことがあります。

また、考査の結果、特に成績の良くない者には、再度講習を受けるよう指導することがあります。